

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 日本代表公式ユニホーム着用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という)日本代表のユニホーム(以下「日本代表ユニホーム」という)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において日本代表ユニホームとは、ジャージ上下、ゲームウェア上下、練習着上下の6点を総称したものをいう。

2. 本規程において、日本代表選手及び日本代表スタッフとは本連盟の各種規程に基づいて選出されたそれぞれのものをいう。

### (着用の規定)

第3条 日本代表選手及び日本代表スタッフ以下の事業においては、日本代表ユニホームを着用することとする。

- (1) 日本代表として派遣される国際大会
- (2) 日本代表として参加が義務付けられた本連盟の各種事業
- (3) 上記以外の本連盟が承認した各種事業

### (着用義務)

第4条 日本代表選手選出された者で、日本代表ユニホームを着用するものは、その自覚と誇りを持ち日本のフロアボール界を代表する者として着用をすること。

### (禁止事項)

第5条 日本代表ユニホームを第三者に譲渡、貸与及び売却すること。ただし、本連盟の承認が得られた場合はこの限りではない。

2. 本連盟が許諾する以外の商標又はマーク等を、日本代表ユニホームにつけること。
3. 日本代表ユニホームには、政治的、宗教的または個人的なスローガン、メッセージまたはイメージを表示すること。
4. 日本代表ユニホームを着用して、政治的、宗教的または本連盟の理念や社会常識に反するようなスローガンやメッセージを発信すること。
5. 日本代表ユニホームを、本連盟の許可なく加工又は破壊すること。

### (その他)

第6条 本規程に定めのない事項については、役員会で協議し決定する。

### (変更)

第7条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。